

「Go To Eat」事業の利用条件緩和について

R4.3.18

1 趣旨

現在、重点措置により、食事券の利用をテイクアウト・デリバリーに限定しているGo To Eat事業については、国が全道域で措置を解除することとしたことから、感染防止対策を徹底した上で、食事券の店内利用を3月22日（火）から再開する。

2 実施内容

- ・ 3月22日（火）から全道域で「Go To Eat北海道お食事券」の店内利用を再開する。
- ・ 道民の皆様には、引き続きマスク着用などをお願いすることとし、飲食店の皆様には、従業員の検温、換気消毒などの実施のほか、お客様への会話の際のマスク着用の徹底の呼びかけをお願いするなど、基本的対策の徹底を図る。
- ・ なお、食事券の販売期限は4月10日まで、利用期限は5月10日まで。

3 感染症が拡大した際の対応

まん延防止等重点措置が適用された場合、その地域において店内利用を停止し、テイクアウト、デリバリーのみとする。

【参考】 「Go To Eat北海道お食事券」について

- ・ 販売冊数 100万冊
- ・ 販売実績 72万冊（3月14日現在）
- ・ 販売場所 道内の金融機関等 435カ所
- ・ 登録店舗数 令和3年10月現在 7,344店舗
- ・ 販売期限 令和4年4月10日
- ・ 利用期限 令和4年5月10日